

消費税率改正に関するお知らせ

指定自動車教習所では令和1年10月1日より、教習の料金に係る消費税を10%とすることを業界で取り決めました。

これに伴い、10月1日以降の教習料金につきましては、9月30日までに教習料金（乗車券等）をご購入いただいていた場合でも差額分をお支払いただくようになります。

なるべく9月30日までにご卒業いただきますようお願いいたします。

10月1日以降の消費税率について

- 令和元年10月1日以降の教習の料金にかかる消費税率は、10%となります。
- 令和元年9月30日までに教習所に入所していても、10月1日以後に実施した教習の料金については、10%の消費税がかかります。

